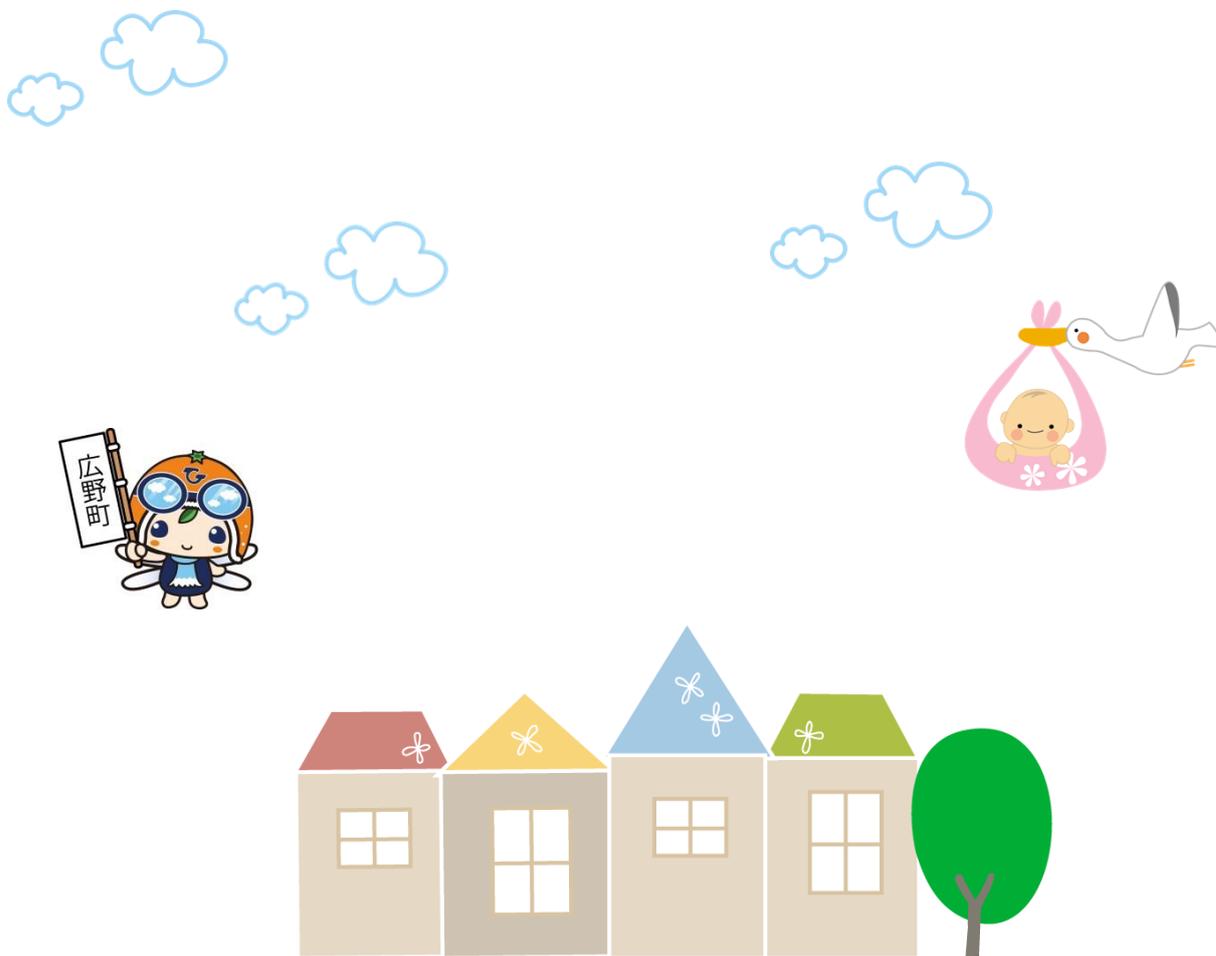


子育て応援BOOK



広野町大字下北迫字苗代替35番地
こども家庭課 ☎0240-27-2115

広野町



●もくじ

- ① 赤ちゃんが生まれるまで・生まれてから・・・・・・・・・・ P 2
- ② 各種手当・支援制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- ③ 赤ちゃんの健康・育ちのために・・・・・・・・・・・・ P 5
- ④ こども園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- ⑤ 児童館について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- ⑥ 189（いちはやく）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10
- ⑦ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

※この冊子は行政の施策や様々なサービスなどを記載しています。
ご不明な点は広野町役場こども家庭課（☎27-2115）までご連絡ください。

① 赤ちゃんが生まれるまで・生まれてから

妊娠おめでとうございます。出産までの準備期間を安心して過ごし、無事に出産することができるよう、妊婦さん・家族を応援します。

□ 不妊治療等助成事業

不妊治療にかかる費用の一部を助成します。
助成内容については、ご相談ください。



□ 妊婦一般健康診査

妊娠中、妊婦健康診査を15回、無料で受けることができます。
受診票（母と子の健康のしおり）を母子健康手帳交付時にお渡しします。

□ トツキトウカ事業

妊婦さんとおおむね産後4か月までのお母さんやお父さんを対象に、助産師によるミニ講座と個別相談を受けることができます。

□ 産後2週間・1か月健康診査

お母さんは産後2週間及び1か月健康診査を無料で受けることができます。
お子さんの1か月児健康診査も助成しています。

□ 妊婦のための支援給付

すべての妊婦さんに安心して出産・子育てしていただけるよう、保健師が疑問や不安にお答えし、現金給付を行うものです。母子手帳交付時に申請していただきます。助成内容についてはご相談ください。

□ 産後ケア事業

産後の疲労回復や母乳、育児不安の解消を目的に、県内の助産院や一部医療機関で宿泊や日帰りでの母子のケアや授乳指導などを受けることができます。

※広野町で費用の一部を助成します。事前にご相談ください。

□ 養育医療

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療を給付する制度です。

② 各種手当・支援制度について

□ 児童手当

高校修了までのお子さんを養育している方に支給されます。

手当月額

3歳未満 15,000円（第3子以降は30,000円）

3歳～高校生 10,000円（第3子以降は30,000円）

※「第3子以降」は、満22歳に到達後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

□ 出産祝金

支給額・・・50,000円

※保護者が、お子さんが生まれた日から起算して、6か月前から継続して住民登録が必要となります。

□ 入学祝金

区分および支給額

○平成30年3月31日以前の出生児

区分	支給額				
	第1子	第2子	第3子	第4子	第5子以降
入学祝金 (中学校入学時)	50,000円	50,000円	50,000円	100,000円	300,000円

○平成30年4月1日以降の出生児

祝金等の種類	支給額
入学祝金(小学校入学時)	50,000円
入学祝金(中学校入学時)	50,000円

※保護者が、お子さんが学校へ入学する日から起算して6か月前から継続して住民登録が必要となります。

□ チャイルドシート等購入奨励補助金

対象児1名につき、発育の程度に応じ、ベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシートそれぞれ1台の購入価格の2分の1（上限額10,000円、100円未満切捨て）を支給します。

※一体型を購入した場合は、該当するすべてのシートを助成したものとします。

□ 乳幼児等医療費助成事業

0歳から18歳までのお子さんの医療費（保険診療の自己負担分）を助成します。
お子さんの健康保険証ができてから手続きしてください。

□ 児童扶養手当

母子・父子家庭や父または母が一定の障がいの状態にある家庭などで、18歳未満の児童の世話や教育している父・母または養育者に支給される手当です。

□ ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親と18歳未満の児童が医療機関などにかかれた場合、その医療費（保険適用内）の自己負担の一部を助成する制度です。

□ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対して、補聴器購入等に要する費用の一部を助成します。

□ 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童の世話や教育をしている父・母または養育者に支給される手当です。

□ 心身障害児福祉手当

障害のある児童（20歳未満で、身体障害者手帳1級又は2級及び特別児童扶養手当受給該当者）の保護者の方に支給される手当です。

□ 育成医療（自立支援医療）

18歳未満の児童で、身体に障がいがあり、現在の状態をそのままにすると将来的に障がいを残すと認められる場合、手術などで外科的な治療により、確実な効果が期待できる際に必要な医療費の一部を助成する制度です。

□ 子育て応援パスポートカード（ファミたんカード）

このカードを全国の協賛店舗に提示すると、協賛店舗が独自に設定する割引・特典等のサービスを受けることができます。



③ お子さんの健康・育ちのために

□ 新生児聴覚検査

生まれてすぐの赤ちゃんの耳の聞こえをチェックする検査です。無料で受けることができます。

□ 赤ちゃん訪問

1か月健康診査までに保健師が家庭訪問し、子育ての不安や悩みの相談、保健サービスの紹介をします。

□ 乳幼児健康診査

生後27日を過ぎてから、健康診査（1か月・3～5か月・10～12か月・1歳6か月・2歳・3歳・5歳）を行い、発達・発育の確認をします。子育てに関する相談・助言を行います。事前に案内が届きます。

□ 予防接種

希望する医療機関に事前に予約し、母子健康手帳、保険証、予診票をお持ちください。無料で接種できます。

対象年齢になったら、母子健康手帳などを確認し、標準的な接種年齢で受けましょう。

※定期予防接種予診票は赤ちゃん訪問の際にお渡しします。

□ 離乳食教室

5か月～1歳とその家族を対象に、離乳食についての相談・調理実習等を行っています。

□ 成長の記録ノート（ふたば）

切れ目のない発達支援を目的に、お子さんの成長を保護者、関係機関が記録します。



④ こども園（ひろぱーく）について

広野こども園（広野町中央台1丁目8番地）☎0240-27-2345

□ 入園（保育料・給食費：無料）

1. 対象となる子ども

教育・保育給付認定（1～3号認定）を受けた生後6か月から小学校就学前までの子ども

1号認定：3歳以上の子どもで2号認定以外のもの（教育のみ）

2号認定：3歳以上の子どもが保護者や同居の家族の就労、病気や介護などの理由により、家庭で保育を受けることが困難であるもの（教育・保育）

3号認定：3歳未満の子どもが保護者や同居の家族の就労、病気や介護などの理由により、家庭で保育を受けることが困難であるもの（保育のみ）

※2号・3号認定については、保育できる時間の区分があります（11時間又は8時間まで）

2. 入園の要件

- ・0～2歳（3号認定）

児童の保護者が働いている、病気や介護などの理由により、保護者、同居の家族がその児童を保育することができない（保育に欠ける）と認められる場合

- ・3～5歳（1号認定（教育のみ）又は、2号認定（教育・保育））

1号認定は、制限はありません

2号認定は、3号認定と同様の要件と認められる場合

3. 教育・保育時間、閉園日

- ・1号認定（教育のみ）

平日のみ…午前8時00分～午後1時30分まで

（春・夏・冬の長期休業期間有り）

- ・2号認定（教育・保育）・3号認定（保育のみ）

平日…午前7時30分～午後6時30分まで

土曜日…午前7時30分～午後12時30分まで

- ・閉園日

日曜日、祝祭日、年末年始

5. 定員

0歳児	6名	合計136名
1歳児	20名	
2歳児	20名	
3歳児	30名	
4歳児	30名	
5歳児	30名	



□ 延長保育（要申込：有料）

1. 対象となる子ども

2号・3号認定の子どものうち8時間までの保育時間であり、午後3時30分以降も保育を必要とする場合

2. 保育時間

平日のみ…午後3時30分～午後6時30分まで

3. 利用料

30分毎に 100円

□ 預かり保育（要申込：有料）

1. 対象となる子ども

1号認定の子どもで、家庭での保育が困難となった場合

2. 保育時間

(1) 平日（長期休業日を除く） …午前7時30分～午前8時00分まで
午後1時30分～午後6時30分まで

(2) 長期休業日（春・夏・冬休み）…午前7時30分～午後6時30分までの範囲で、
最大8時間まで

3. 利用料

上記（1）の場合	30分毎に	100円
上記（2）の場合	5時間以内	1,000円
	5時間を超える場合	2,000円



□ 一時保育

1. 対象児童

1歳から小学校就学前までの保育所や幼稚園に在籍しない児童

2. 利用の要件

保護者の就労、職業訓練、傷病、看護、冠婚葬祭等の理由で保育が困難になる児童

3. 利用期間

日数は1週間に3日、期間は最長6か月以内。

4. 利用料

(1) 1日（1回）	2,000円	半日の場合は1,000円
(2) 1日（1回8時間を超える場合）	2,200円	

保育所・幼稚園・認定こども園 認定区分チャート

保育を必要とする事由

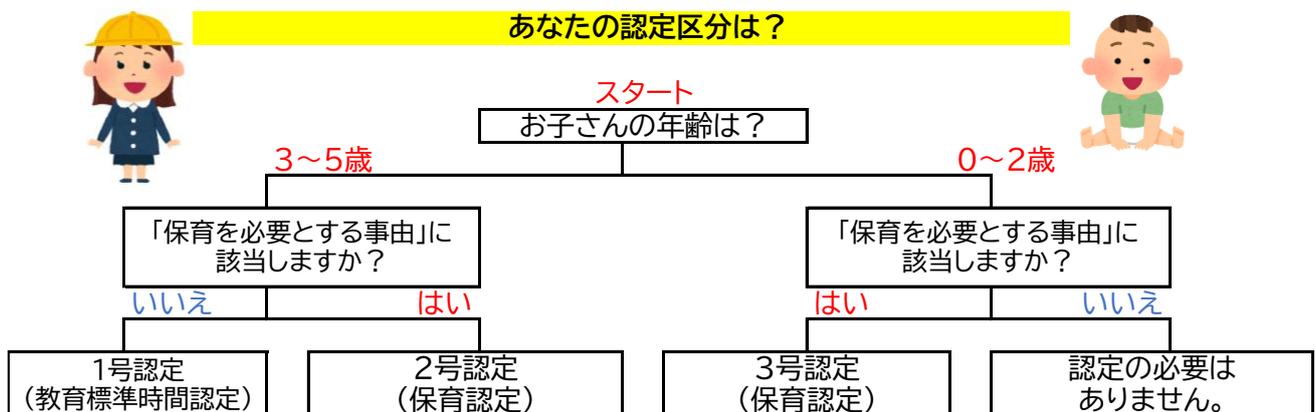
- ・就労（パートタイムを含む）
- ・妊娠・出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・親族の介護、看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備を含む）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること



保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じて、次のいずれかになります。

- 「保育標準時間」認定・・・最長11時間（フルタイム就労を想定した利用時間）
- 「保育短時間」認定・・・最長8時間（パートタイム就労を想定した利用時間）



⑤ 児童館について

広野町児童館（広野町中央台1丁目6番地）☎0240-27-3288

□ 放課後児童クラブ

1. 対象児童

保護者の仕事等により、学校からの帰宅時に保護者が不在の家庭の小学校1年生から小学校6年生までの児童

2. 開所時間

(1) 月曜日～金曜日…午後1時00分～午後6時00分

(2) 学校振替休日、長期休業日（春・夏・冬休み）…午前7時30分～午後6時00分

3. 休業日

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

4. 利用料

(1) 施設利用料 毎月 550円

(2) おやつ代 毎月 2,000円

(3) 保護者会費 毎月 300円

※利用料月額550円、おやつ代（1回100円）をお支払いいただき、1日からの利用も可能です。



□ 児童館利用

1. 対象児童

18歳未満の児童

2. 利用の要件

入館票を提出いただきます。未就学児については、保護者同伴での利用となります。放課後児童クラブの活動中は、使用が制限されることがあります。

3. 開館時間

(1) 月曜日～金曜日…午前9時15分～午後6時00分

(2) 長期休業日（春・夏・冬休み）…午前7時30分～午後6時

4. 休業日

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

5. 利用料

施設利用料 月額 550円 ※おやつ提供はありません。

⑥ 189 (いちはやく)

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます。

虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

児童相談所全国共通ダイヤル いちはやく ☎189

※連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
近くの児童相談所につながります。

- 虐待を受けたと思われる子どもがいたら。
- ご自身が出産や子育てに悩んだら。
- 子育てに悩む親がいたら。

児童相談所又は最寄りの市町村の相談窓口にご連絡ください。

広野町役場こども家庭課 電話番号0240-27-2115

福島県浜児童相談所 電話番号0246-28-3346

児童虐待とは・・・

身体的虐待	首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、戸外にしめだす、意図的に子どもを病気にさせるなど
性的虐待	子どもへの性交、性的行為、ポルノグラフィーの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの自尊心を傷つけるような言動、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

⑦ その他

□ ブックスタート事業

0歳児のお子さんに、ご家族と一緒に絵本を開くという体験と絵本をプレゼントする事業です。
3～4か月健診のときに絵本の読み聞かせを行い、お渡しします。

□ げんキッズ

就園前のお子さんを対象に、テーマ遊びや保護者同士で情報交換するあそびの教室です。保育士などによる育児相談なども行っています。(予約が必要です。保護者同伴でお願いします)

※ 開催日時、会場および内容は広報ひろのにてご確認ください。

□ 子どもの発達相談

子どもの発達に関する様々な相談に応じています。こども家庭課または保健センターへご相談ください。

□ 女性相談

女性相談員が夫や恋人からの暴力などに関する相談に応じています。福島県相双保健福祉事務所（☎0244-26-1134）までお問い合わせください。

□ 子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安がある、又は負担を感じる子育て家庭や妊産婦さんの支援のために家庭の家事、育児等を支援する事業です。こども家庭課へご相談ください。

.....

広野町こども家庭課では、妊娠期から子育て期の様々な悩みや心配事、不安などを解消し、楽しく子育てができるよう、切れ目のない支援を行うための相談を受け付けています。

どんなに小さなことでも気になることがあればお気軽にご相談ください。

この応援BOOKの内容は、令和7年5月現在のものです。

